

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金(第5回)

〔令和7年7月・8月・9月分〕

エネルギー価格高騰に対して、国の支援制度の対象とならない電力(特別高圧電力)を契約・利用されている事業者(県内中小 事業者等又は大型商業施設等に入居するテナント)を支援します。

対象事業者

(1) 特別高圧を受電している中小事業者等 (特別高圧受電中小事業者)

鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法(昭 和 38 年法律第 154 号) 第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第3条に規定する中小企業等協同組合。

(2)特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗 (特別高圧受電商業施設等入居者)

施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型 商業施設等に入居して、当該契約に基づき電力を使用して応分の負担を行う中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号) 第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定 する中小企業等協同組合が運営する店舗(店舗ごとに申請)

※上記に該当しない大企業、公官庁施設、医療法人等は対象になりません。このほか、特別高圧受電商業施設等入居者にあっ ては、単に ATM を設置する等無人で業を営む場合の出店等は対象になりません。

※中小企業基本法第2条第1項の中小企業者は以下のとおりです。

業種	会社又は個人	
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	
小売業	業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	

補助内容

各事業者の令和7年7月・8月・9月分の特別高圧電力(2万V以上)の使用料を従量に応じ て補助します。(高圧電力(6,000 V)は対象外です。)

(1) 特別高圧を受電している中小事業者等

対象期間	補助内容
令和7年7月・9月	1kWh の使用につき 1.0 円を補助
令和7年8月分	1kWh の使用につき 1.2 円を補助

※1kWh 未満は切り捨てになります。 ※補助額は、各月の合計(1円未満切り捨て)となります。 ※補助金は1事業者ごと500万円が上限となります。

(2) 特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗

対象期間	補助内容
令和7年7月・9月	1kWh の使用につき 1.0 円を補助
令和7年8月分	1kWh の使用につき 1.2 円を補助

※1kWh 未満は切り捨てになります。※補助額は、各月の合計(1円未満切り捨て)となります。

※入居店舗ごとに補助対象となります。複数の店舗を経営する事業者はまとめて申請することも可能ですが申請は1店舗1申請です。

※一つの商業施設で補助の上限を500万円とし、上限に達する場合は上記の合計額から相応分の額が減額されます。

その 他

令和8年1月16日(金)まで(当日消印有効。電子申請は同日23:59受信分まで) ※本補助金は、従量に応じた使用実績分を支給します。

鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金 [HP] https://www.pref.tottori.lg.jp/314984.htm

TEL: 0857-26-7242 FAX: 0857-26-8117 メール: kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp